

# 住宅ローン控除は スマホで簡単！自宅申告！



確定申告会場は毎年大変混雑します。  
スマホがあれば、確定申告会場へ行かなくても自宅で簡単に手続きが完了します！

## STEP 1 必要書類等の準備

### 【必要書類等】

- 給与所得の源泉徴収票
- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ①★住宅（及び土地）の売買契約書（写）や工事請負契約書（写）
- ②★住宅（及び土地）の登記事項証明書（原本）
- ③★交付を受けた補助金等の額を証する書類
- ④★住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

- ※ ★印の書類は、申告書の電子送信後、最寄りの税務署へ郵送（提出）してください。**自宅からスマホ申告する際も★印の書類の提出が必要です。**  
スマホからのe-Taxの場合、イメージデータ（PDF）で送信できます（送信データのサイズには上限があります（約14MB）。送信方法等は国税庁HPをご確認ください。）
- ※ 住宅（及び土地）の登記事項証明書（原本）は、計算明細書への不動産番号の入力又は登記事項証明書（写）の提出に代えることができます。
- ※ 適用する控除の種類により必要な書類は異なります。  
必要書類、要件等の詳細はこちらをご確認ください。→  
（掲載先の内容は、令和5年11月頃更新予定です。）



## STEP 2 確定申告書の作成（入力）準備

準備した書類を見ながら、裏面の「住宅ローン控除入力メモ」を作成します。

裏面へGO！

（住宅ローン控除入力メモを作成することで、**確定申告書の入力がスムーズにできます。**）

## STEP 3 確定申告書の作成・送信

**動画**（YouTube「国税庁動画チャンネル」）で  
作成の流れを確認できます。

YouTube「国税庁動画チャンネル」

> 「住宅ローン控除の入力方法」

動画はこちら！



※ 動画はパソコン、スマホ及びマイナンバーカードを使用した申告の内容となっていますが、  
スマホ及びマイナンバーカードのみでも作成・送信が可能です。

その他ご不明な点はチャットボットや電話でも  
ご相談を受け付けています。

▶ チャットボットでの相談



ご質問を入力いただければ、AIを活用した  
「税務職員ふたば」がお答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方（操作方法等）

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

（全国一律市内通話料金）

**0570-01-5901**

申告書の作成に当たってのご不明等

所轄の税務署へお電話ください。

### 1 国税庁HP「確定申告書作成コーナー」へアクセス

①用意するものは次の2つ



マイナンバーカード

マイナンバーカード読取対応のスマホ

※ 事前にマイナポータルアプリのインストール・設定が必要です。

② 確定申告書作成コーナーはこちら



作成コーナー



### 2 確定申告書を作成・送信する（令和5年分の確定申告書等の作成は、令和6年1月から利用可能）

スマホで申告…カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



源泉徴収票の  
記載内容を  
自動入力！

画面の案内に沿って入力・操作をすれば  
自動計算で確定申告書の作成・送信ができます！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

# 住宅ローン控除入力メモ

スマホで確定申告書を作成する際には、住宅ローン控除入力メモの内容を基に入力していくとスムーズにできます。ぜひご活用ください。



## 住宅に関する事項

### 住宅の区分

新築 買取再販 中古

### 契約締結年月日

(表面STEP 1 ①の「住宅の売買契約書(写)や工事請負契約書(写)」に記載されています。)

令和 年 月 日

### 住宅の取得対価の額(税込)

(表面STEP 1 ①の「住宅の売買契約書(写)や工事請負契約書(写)」に記載されています。)

円

- ※ 「消費税及び地方消費税の合計額」の記載がある場合、**税込**の金額を記入してください。
- ※ 住宅と土地の取得対価の額が分かれていない場合は、次の計算方法で算出してください。

①消費税及び地方消費税の合計額÷消費税及び地方消費税の税率(10%)  
=住宅の取得対価の額(税抜)  
②住宅の取得対価の額(税抜)+消費税及び地方消費税の合計額  
=住宅の取得対価の額(税込)

### 消費税及び地方消費税の合計額(10%部分)

(表面STEP 1 ①の「住宅の売買契約書(写)や工事請負契約書(写)」に記載されています。)

円

### 自己の占有部分の床面積(小数点第2位まで)

(表面STEP 1 ②の「住宅の登記事項証明書」に記載されています。)

.  m<sup>2</sup>

【共有名義の場合】

### 自己の持分

(表面STEP 1 ②の「住宅の登記事項証明書」に記載されています。)

/

## 住宅に居住を始めた年月日

令和 年 月 日

## 土地に関する事項

### 土地の取得対価の額

(表面STEP 1 ①の「土地の売買契約書(写)」に記載されています。)

円

- ※ 住宅と土地の取得対価の額が分かれていない場合は、次の計算方法で算出してください。

○住宅及び土地の取得対価の合計額-住宅に関する事項で算出した住宅の取得対価の額(税込)=**土地の取得対価の額**

### 土地の面積(小数点第2位まで)

(表面STEP 1 ②の「土地の登記事項証明書」に記載されています。)

.  m<sup>2</sup>

【マンションの場合】

### 1棟の土地の面積(小数点第2位まで)

(表面STEP 1 ②の「土地の登記事項証明書」に記載されています。)

.  m<sup>2</sup>

### 1棟の住宅の総床面積(小数点第2位まで)

(表面STEP 1 ②の「土地の登記事項証明書」に記載されています。)

.  m<sup>2</sup>

【共有名義の場合】

### 自己の持分

(表面STEP 1 ②の「土地の登記事項証明書」に記載されています。)

/

## 住宅や土地の取得に関する補助金等

(すまい給付金や地方公共団体などから交付されるもの)

- なし  
あり (家屋 土地等 家屋及び土地等)

### 補助金等の額

(表面STEP 1 ③の「交付を受けた補助金等の額を証する書類」に記載されています。)

円

- ※ すまい給付金は、**給付基礎額**(持分割合を乗ずる前の金額)を記入してください。給付基礎額が不明な場合は、給付額÷家屋の自己の持分で算出した金額を記入してください。

## 住宅借入金等の年末残高

(表面STEP 1 ④の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」に記載されています。)

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を2枚お持ちの方は②もご活用ください。

### ①住宅借入金等の内訳

- 住宅のみ 土地等のみ  
住宅及び土地等

年末残高 円

当初金額 円

連帯債務 あり なし

### ②住宅借入金等の内訳

- 住宅のみ 土地等のみ  
住宅及び土地等

年末残高 円

当初金額 円

連帯債務 あり なし